

# **西小学校いじめ防止基本方針**

**令和6年5月（改訂）**

**清水町立西小学校**

# 1 はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子供の生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子供を守るためにには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きない、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成25年9月に、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。静岡県でも、同年10月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を受け、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

さらに、「いじめ防止対策推進法」附則第条第1項にある「法律の施行後、3年を目途に法律の施行状況を勘案し、検討を加えられ、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」を受け、「国の基本方針」を改定するとともに、平成29年3月、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。

このような動きを受け、平成25年度末の「清水町いじめ防止基本方針」を受けて、平成26年4月には『西小学校いじめ防止基本方針』が策定され、以後、毎年検討を加えその結果を踏まえ、改訂しています。

基本方針は、『しなやかに育つ 西小の子（学校教育目標）』の育成の基盤となる学校生活を、すべての子供が安心して過ごすことができるよう、「いじめ問題の根絶」を目的に策定されました。



このことにより、西小学校におけるいじめ防止対策が家庭や地域・関係機関との連携を深めながら充実し、いじめのない、安心・安全な学校づくりの実現に向けて一層前進することを期します。

# 目 次

はじめに .....	1
第1 いじめの防止等の基本的な考え方	
1 いじめの定義.....	3
2 いじめの理解.....	3
3 基本的な考え方.....	4
(1) いじめの未然防止.....	4
(2) いじめの早期発見・早期対応.....	5
(3) 関係機関等との連携.....	6
第2 いじめの防止等のための対策	
1 基本方針の策定.....	6
2 校内組織の設置.....	6
3 いじめの防止等のための対策.....	7
(1) いじめの未然防止.....	7
(2) いじめの早期発見・早期対応（いじめ対応マニュアル）.....	8
(3) 平成29年度いじめ防止対策の年間計画.....	11
第3 重大事態への対処	
1 重大事態のケース.....	12
2 重大事態についての調査.....	12
3 情報の提供.....	12
4 報道への対応.....	12
<別表>西小いじめ対応マニュアル ..... 13	

# 第1 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」という思いは、子供、保護者、教職員、地域住民等、全ての人の共通する願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

## 1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、からかいや嘲笑などの「いじり」や、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を無理やり要求される
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※ 調査によると、多くの子供が入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や所属する集団において、規律が守られなかつたり、問題を隠すような雰囲気があつたりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がつたりする子供がいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子供がいたりすることにも気をつける必要があります。

### 3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められます。

いじめられた子供は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気づいたり、理解したり、行動を改めようとしたりすることが大切です。さらに、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、まずはいじめを未然に防止することが最も重要だと考えられます。

#### (1) いじめの未然防止　－健やかでたくましい心を育む－

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子供を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子供が育ちます。「地域の子供は地域で育てる」という考え方のもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んでいくことが必要です。

乳幼児から青年へと育つ中で、子供は家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人への理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子供一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域それが連携して、子供自身の自立をめざすことが大切です。子供の発達に合わせて子供を理解し、子供の思いを子供の立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子供との信頼関係をつくり上げていくことが、子供が自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

学校においては、子供と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間だけでなく、学校の教育活動全体で、子供自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭においては、子供との関わりや対話を大切にすることが重要です。子供をありのままに受け止め、子供が安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚

(人権感覚) を育てる場として、地域住民が連携して、子供を温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校、家庭、地域は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

## (2) いじめの早期発見・早期対応

つぎに重要なのは、いじめができるだけ早期に発見し、適切に対応することです。学校や家庭、地域等が連携し、子供の健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

### ① 早期発見　－いじめはどの子供にも起こりうる－

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子供を見守り続けていくことが求められます。いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめている子供からも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子供に寄り添うことで、子供たちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子供や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子供の変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

### ② 早期対応　－いじめられている子供の立場に立って組織的に－

いじめが発見された場合には、深刻な事態になる前に、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。

いじめられた子供への支援、いじめた子供や周りの子供への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。

状況によっては、心理や福祉の専門家としてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、巡回相談員、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要です。

### (3) 関係機関等との連携 ー専門家とつながるー

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子供に対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の子供や保護者等への周知

## 第2 いじめの防止等のための対策

### 1 基本方針の策定

下記の基本方針並びに具体策は、西小学校のすべての子供が、安心・安全で、楽しく、心豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶することを目的に策定しました。

学習指導、道徳教育、特別活動、特別支援教育、人権教育等の充実を図りつつ、西小学校のあらゆる教育活動を通して「いじめは決して許されるものではないこと」を教え、いじめの防止と根絶に努めるものです。

### 2 校内組織の設置

#### (1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭で組織し、必要に応じて当該担任、当該学年教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

\*案件の状況に応じて管理職が参加者を決定。

運営委員会、職員会議、職員打ち合わせにて問題行動を有する児童や気になる児童、配慮が必要な児童についての情報交換を行い、生徒指導並びに特別支援教育の観点から現状や指導方法を話し合い、共通理解を図ります。また、いじめ事案発生時には、即日委員会を開催し、関係職員等を招集し、いじめの認知について判断し、いじめ防止の対策や措置を実効的に行っていきます。

教頭並びに生徒指導主任は、本委員会の内容を全職員で共有できるよう対応します。

## (2) 拡大いじめ防止対策委員会（拡大委員会）

緊急を要する事案あるいは重大事態であると校長が判断した場合に招集し、開催します。上記のメンバーの外、必要に応じて、対応の適正化を図り、その実効性を高めるために、PTA会長、同副会長、町教委参事、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、巡回相談員、警察（スクールサポートー）、児童相談所職員、学校心理士、社会福祉士等を加えた「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

### 3 いじめの防止等のための対策

#### (1) いじめの未然防止

##### ① 授業の充実と読書活動の推進

- ・学ぶ意欲を生み、自ら考え、友達とともに追究し続ける力を育成する授業を推進し、「授業がわかる子90%以上」を目指します。
- ・校内研修では、研修テーマ「高め合い よりよい自分を求めていく子の育成」を掲げ、個の自己肯定感を高め、子供同士のかかわりを広げる授業改善を進めます。
- ・ユニバーサルデザインに基づく、どの子も「わかる」「できる」授業づくりの充実を図ります。
- ・児童自らが本を手に取る読書習慣を育み、「読書を楽しむ子87%以上」を目指します。

##### ② 道徳教育の推進～「レジリエンス(自己回復力)」の育成

- ・自分に自信を持ち、仲間と共に伸びようとする心情の育成に努めます。
- ・特別の教科「道徳」の時間を要に、全教育活動を通じて道徳教育を推進します。特別の教科「道徳」では、いじめ未然防止の観点や道徳的実践を促すような具体的な振る舞い方（技法）を意図的に育成します。
- ・年間を通して、ふわふわ言葉とふわふわアクションの意識化に努め、浸透させます。
- ・自分の命は自分で守る安全教育を推進します。
- ・共生を意識した特別支援教育・人権教育を推進し、「学校生活を楽しむ子90%以上」を目指します。

##### ③ 子供の自主的活動の場の設定～「**健やかでたくましい心身**」の育成

- ・委員会活動を中心に「自分たちの学校をよりよくしよう」に取り組み、優しい言葉があふれる学校・きまりや約束を守れる児童が育つ学校づくりを進め、「目標を持ち活動する子85%以上」を目指します。
- ・継続的なペア活動や児童会活動、学級会活動を通して、望ましい集団活動を

体験させ、人間関係を築く力を育みます。

- ・子供自身の目標設定と努力し続ける場づくりを大切にします。

④ 外国籍児童等への配慮

- ・本校に在籍する外国人児童が、言語や文化の違いにより、いじめを受けることがないよう、学校全体で児童理解に努め、注意深く見守りをします。

⑤ 保護者や地域への啓発

- ・学校便りや保護者会等を通して、保護者や地域住民に対して学校のいじめに係る基本方針や取組を知らせ、理解と協力を求めます。
- ・引き続き携帯電話などの所持を原則禁止するよう保護者の協力を仰ぐとともに、インターネットの利便性や危険性、適切な情報リテラシーについて広報を行います。
- ・学校運営協議会にて、毎回議題として取り上げます。

⑥ 教職員の資質向上

- ・全職員が「西小学校いじめ防止基本方針」を読み、いじめに関わる意識と知識の向上に努めます。
- ・運営委員会、生徒指導部会で「基本方針」の活用を進めます。
- ・情報教育研修会を開催し、ICT関連機器の活用法だけでなく、携帯・ネット社会の負の側面や町内のネット上のいじめやトラブルの実態についても理解を深め、教員の情報モラル教育のスキルアップを図ります。

(2) いじめの早期発見・早期対応

① 子供の実態把握 －変化に気づく・変化を伝える－

《いじめのサインを早期に発見する》

いじめを早期に発見するために、全職員で下記の「いじめの発見」について共通理解を持ち、日常的に注意深く児童を観察するとともに、あらゆる情報の収集に努めます。また、わずかな兆候や変化も軽視せず、その気づきを話題にできる教職員集団を目指します。

《いじめの発見》

◆日常の観察

- ・交友関係の変化
- ・体調や表情の変化
- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・欠席状況、遅刻や早退の状況
- ・持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・金銭の使い方の変化
- ・保健室への来室回数の変化

◆本人や保護者からの訴え

- ・定期的なアンケート調査の実施

- ・スクールカウンセラーの活用などの教育相談の充実
  - ・「学校便り」への保護者投稿欄の掲載
  - ・個別懇談や連絡帳を通した情報交換
- ◆教師間の情報交換
- ・日常的に「気づきを口にする、報告する、連絡する、相談する」を徹底

## ② 相談体制の整備 ー誰にでもー

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、「誰にでも相談できること」や「相談することの大切さ」を子供に伝えていきます。
- ・わずかな子供の変化を見逃さず、「何か変わったことはないか」「悩みごとはないか」と声を掛け、相談へと導きます。
- ・いじめられている子供や保護者からの訴えがあった場合は、話しやすい環境を整えた上で、親身になって共感的な傾聴を心掛けます。
- ・子供や保護者の悩みや苦しみを受け止め、「学校（教師）が子供を必ずいじめから守り抜く」という経営理念に基づく強い意志を伝えます。
- ・いじめられている子供が自信や希望、自己肯定感を取り戻すよう励ます。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、直ちに管理職に報告するとともに、事実確認を行い指導します。また、校内で情報を共有します。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭による教育相談を活用します。

## ③ 学校でのいじめに対する措置

「さしすせそ」の対応（最悪を想定し、慎重に、素早く、誠意をもって、組織的に対応する）

### 《初期対応》

- ・教員が気づいた、あるいは、子供や保護者から相談があつたいじめについて、プライバシーに配慮しながら、被害と加害の二者関係だけでなく観衆・傍観者を含めた構造的な事実関係を速やかに把握します。
- ・事実関係の把握は、担任がいじめを抱え込まず、学年、学校として組織的に行います。
- ・状況把握ができたら、速やかにいじめ・不登校対策委員会を開催し、被害児童の立場で対処・対応について検討し、役割分担や指導方針を確認します。
- ・事実関係を正確に該当の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携して指導していくことを伝えます（誠意の伝わる対応に細心の注意を払います）。
- ・指導が長引きそうなケースは、教育委員会に報告を行い、必要に応じて学校心理士、社会福祉士などの専門家の指導助言を依頼します。

### 《解決に向けた具体的な指導》

- ・被害児童については、精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くことにまず全力を尽くします。友人関係に気を配りながら、その子供の持っている良さや持ち味に気づかせ、自信を持たせるよう指導・援助していきます。活躍の場や機会を多く設定し、認め励ましながら、継続的な見守りと温かな人間関係づくりに努めます。
- ・加害児童には、「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢で臨みます。いじめの事実を確認した後、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせ、自らが行いを改めるための指導を意図的・継続的に行うとともに加害児童の内面理解やいじめの背景にも目を向けながら、加害児童の心の安定のため継続的な観察と支援を行います。
- ・他の児童（観衆・傍観者）にも自分の問題として考えさせる場を提供し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるよう集団への働きかけを継続的に行います。
- ・いじめ事案があった時点で、保護者に連絡します。初期対応後も加害児童の保護者、被害児童の保護者双方に誠意ある対応を継続します。初期対応について隨時連絡するとともに、対応に理解を求めながら、家庭における取組や配慮事項があれば依頼します。また、個別面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで相談と連携を続けます。

#### ④ いじめの解消に係る判断

ア いじめにかかる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること

(相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする)

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(被害児童及び、保護者に対し面談等で確認する。さらに、日常的に注意深い観察を継続する)

#### ⑤ 西小いじめ対応マニュアル<別表>…13頁

### (3) いじめ防止対策の年間計画（案）

ステージ	いじめ防止対策委員会	児童への働きかけ	保護者等への働きかけ
しんけん	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針について検討 【4月】</li> <li>○基本方針と防止対策に 関わる共通理解・児童 に関する情報交換 【5月・職員会議】</li> <li>○児童に関する情報交換 【校内生徒指導研修会】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級開き・縦割り活動スター ト（ルールづくり・人間関係 づくり） 【学級活動、ペア活動】</li> <li>○行事を通した人間関係づくり (運動会、体力アップコンテ スト)</li> <li>○学校すきすきアンケート</li> <li>○ニッシートーク (児童との面談)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策(概要)につい ての説明・啓発 【運営委員会・P T A総会】</li> <li>○保護者との情報交換 【授業参観・P T A総会・希望 面談】</li> <li>○学校運営協議会</li> </ul>
なかま	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権教育の研修会での 情報共有</li> <li>○児童に関する情報交 【運営委員会・職員会議等】</li> <li>○基本方針の点検 【7月～8月学校評価】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行事を通した人間関係づくり</li> <li>○学校すきすきアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換 【教育相談】</li> <li>○学校運営協議会</li> </ul>
やりきる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換 【運営委員会・職員会議等】</li> <li>○基本方針と防止対策に 関わる共通理解を図る 研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評価教育診断①</li> <li>○人間関係づくりプログラム</li> <li>○行事を通した人間関係づくり (修学旅行・ふれあいパーク・ 持久走大会)</li> <li>○学校すきすきアンケート</li> <li>○ニッシートーク (児童との面談)</li> <li>○学校評価診断②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換 【個別面談】</li> <li>○保護者との情報交換 【参観日・ふれあいパーク・教 育相談】</li> <li>○学校運営協議会</li> </ul>

かんしや	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換 【運営委員会】</li> <li>○基本方針の点検と見直し 【1～2月学校評価・3月】</li> <li>○次年度版基本方針作成 【3月 校長・生徒指導主任】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級修め・ペア活動修め(学級の仲間、ペアへの感謝)</li> <li>○行事を通した人間関係づくり (6年生を送る会、卒業式等)</li> <li>○学校すきすきアンケート</li> <li>○S Cによる個人面談 (6年生)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者へのいじめ対策についての啓発 【高学年学級懇談会・低学年学級懇談会】</li> <li>○いじめ防止対策についての本年度の報告 【3月理事会】</li> <li>○学校運営協議会</li> </ul>

## 第3 重大事態への対処

### 1 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

- (1) いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・子供が自殺を企図した場合 ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金銭を奪い取られた場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子供が相当の期間、学校を欠席しているとき。  
あるいは、いじめが原因で子供が一定期間連続して欠席しているとき。
- (3) 子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

### 2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は町教委に報告し、町教委の判断のもと、速やかに町教委又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。なお、子供の入院や死亡など、いじめられた子供からの聴き取りが不可能な場合は、子供の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

### 3 情報の提供

町教委又は学校は、いじめを受けた子供及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

### 4 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう、町教委と学校は十分な連

携を図った上で対応します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、C R T（※クライシス・レスポンス・チーム）の助言を受けながら、慎重に対応します。

※WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を踏まえた報道に配慮するなど、報道の在り方に特段の注意（倫理観を持った取材等）を報道機関に要請します。

## 西小さいじめ対応マニュアル

### いじめに関する情報

- 本人・保護者・他児童・関係教職員・関係機関・地域住民
- 日常の観察 ■本人や保護者からの訴え(アンケート調査・教育相談・家庭訪問や個別懇談等) ■教師間の情報交換
- 相談体制の充実

○常に状況把握に努める。

○随時、指導・支援体制に修正を加え、組織的に「さしすせそ」の対応を行う。

### ① 情報収集

- 本人・保護者・他児童・関係教職員・地域住民等から「組織」に情報を集める。
- いじめを発見した場合には、その場でその行為を止める。
  - ・迅速かつ正確に
  - ・情報源を明かさない
  - ・言い方を統一する
  - ・具体的な事実を時系列で整理する
  - ・事実と周辺情報を区別する。

### ② 指導・支援体制を組む（即日）

- 事案に応じて「いじめ防止対策委員会」の構成員を決定し、支援体制を組む。

#### (校内) いじめ防止対策委員会

☆いじめの認知について判断を行い、当面の対応について指導方針を明確にする。

##### \*定例（毎月実施する）委員会

校長・教頭・教務主任・養護教諭・生徒指導主任

##### \*案件の状況に応じて管理職が参加者を決定

[構成員]

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭で組織し、必要に応じて当該担任、SSW、SC、を招集。

### ③ C 町教委へ

- 重大事案については、直ちに町教委に連絡し、隨時連携をとりながら対応していく。
- 「いじめ記録票」を作成提出する。

### 拡大いじめ防止対策委員会

☆事案の緊急性や必要性に応じて、対応の適正化を図り、その実効性を高めるために、外部の専門家を招聘する。

[構成員] 町教委との連絡を密にし、上記の構成員に加えて、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭で組織し、必要に応じて当該担任、SSW、SC警察（スクールセンター）、児相、PTA会長、同副会長を招集。

### ③ A 子供への指導・支援

- 被害児童については、精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くことにまず全力を尽くす。友人関係に気を配りながら、その子供の持っている良さや持ち味に気づかせ、自信を持たせるよう指導・援助していく。活躍の場や機会を多く設定し、認め励ましながら、継続的な見守りと温かな人間関係づくりに努める。
- 加害児童には、「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢で臨む。いじめの事実を確認した後、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づく支援を意図的・継続的に行うとともに、加害児童の内面理解やいじめの背景にも目を向けながら、加害児童の心の安定のため継続的な観察と支援を行う。
- 他の児童にも自分の問題として考えさせる場を提供し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるよう集団への働きかけを継続的に行う。

### ③ B 保護者対応

- 事実関係を正確に該当の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携して指導していくことを伝える。（誠意の伝わる対応に細心の注意を払う）
- 初期対応後も加害児童の保護者、被害児童の保護者の双方に誠意ある対応を継続する。随時連絡するとともに、学校の対応について理解を求めるながら、家庭における取組や配慮事項があれば依頼する。また、個別面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで相談と連携を続ける。